(意見書案第29号)

私学助成制度に係る財源措置の充実強化に関する意見書

私学は、建学の精神と独自の教育理念に基づき、時代の変化や社会のニーズを的確に捉えて、きめ細かな教育を柔軟かつ迅速に提供していくことにより、多彩な人材を数多く育ててきた。

しかし、今日の我が国は、「少子高齢化社会」や「人口減少社会」の到来という難題に直面しており、私学を取り巻く環境は、極めて厳しいものとなっている。

こうした中、我が国の急激な人口減少を食いとめるため、昨年 11 月、「まち・ひと・しごと創生法」が定められ、その制定の目的として、「地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保」が掲げられたところである。

こうした時代が求める多様な人材を育成するためには、私学が、これまで以上に自主性 や多様性を発揮し、社会的役割を果たしていくことが重要であり、そのためには、私立学 校振興助成法に基づく国の助成措置を拡充することにより、私学の経営安定化を図ること が何よりも大切である。

一方、昨年度から、国の「高等学校等就学支援金制度」が改正されるとともに「奨学のための給付金制度」が創設され、授業料及びそれ以外の教育費の負担が軽減されたところであるが、依然として公私間格差は大きく、引き続き、公私間の納付金負担格差の縮小是正と保護者の負担軽減施策の拡充に努める必要がある。

加えて、東日本大震災の教訓から、子どもたちの生命を守り安全を確保するため、学校施設の耐震化が急務であるが、巨額の資金を必要とする学校施設の耐震化工事は、厳しい経営を余儀なくされている私学にとって、極めて大きな負担となっており、国は、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法」の趣旨にのっとり、設置者、学校種、工法を問わず、国公立学校と同水準の助成とする必要がある。

よって、国においては、我が国が21世紀においても、確かな展望を持ち着実に発展していくため、私学が置かれている厳しい経営環境にしっかりと目を向け、国の助成制度の改善や耐震化促進の一層の支援・充実と、都道府県が実施する私学助成制度に対する財源措置の一層の充実強化を図るよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 27 年 12 月 12 日

釧路市議会

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 財務 大臣 総務 大臣 総務 大臣 文部科学大臣